

# ヒアリングにおける発言要旨

1 平成27年改正法により設けられた制度の在り方

- 長期間の審判を要する事件について適切な運用が行われているか
- 災害時における辞退及び呼出しをしない措置の運用は適切に行われているか
- 裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか

**【裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護は適切に行われているか】**

- 裁判員候補者に被害者特定事項についての守秘義務を課したところで、どのくらい効果があるのかなという気がする。罰則まで付けると効果があるかもしれないが、裁判員候補者がなかなか来てくれないという問題も多分出てくると思う。裁判員だけに名前が知られて、守秘義務を課するのであれば、実際に審理に参加して真剣に考えると思うので、守秘義務は守らなければいけないという自覚が芽生える可能性は強いかなと思う。ただ、それも人によると思うので、万全かどうかわからない。(犯罪被害者等)

## 2 対象事件の範囲の在り方

- 性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか
- 否認事件を対象事件に加えるべきではないか

### 【性犯罪に係る事件は対象事件から除外すべきではないか】

- 性犯罪事件が裁判員裁判で審理されることについては、判決がかなり重くなったのではないかと考えているので、良かったのではないかと考えている。  
(犯罪被害者等)
- 裁判員裁判になって、性犯罪の量刑は上がったというのが私の肌感覚である。(犯罪被害者等)
- 性犯罪は裁判員裁判の対象事件から除外すべきかという議論は、従前からあるところだと思う。私は、対象事件から除外すべきではないと思う。被害者からも、裁判員裁判の対象となることが特に嫌だったという話を私自身は聞いたことはない。裁判員裁判になって、実際に被告人と被害者を見て、証拠も見て、本当にこんなひどい暴力があっているのかという事実には、裁判員は直面して、打ちのめされていると実感している。(犯罪被害者等)

### 3 公判及び公判前整理手続の在り方

- 証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか

#### 【公判前整理手続の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか】

- 公判前整理手続に時間が掛かりすぎており、被害者の記憶がどんどん薄れていく。特に、否認事件の場合、被害者としては、早く忘れたい気持ちが強いのに、記憶の保持に努めなければならず、被害前の生活に戻ることができない。治療による記憶の変容のおそれから、PTSDの治療を始められないなどの問題がある。(犯罪被害者等)
- 事件から裁判まで1年半程度の期間が経過していたため、目撃証人の記憶が薄れており、聞きたいことが聞けないところがあった。(裁判員経験者等)
- 公判前整理手続が余りにも長いために、法廷に証人として呼ばれても、ランクがあり、困ってしまうかなと思うことがある。(鑑定人経験者)
- 事前にカンファレンスを行い、疑問点に答えることで、争点を減らすことに役立つかもしれないという印象を受けた。争点をあらかじめ減らすことができれば、裁判員裁判の負担も減るかもしれないと思うものの、結局、証人として呼ばれることは余り変わらず、法医学者の手間は増えている。(鑑定人経験者)

#### 【証拠調べの充実のための運用上の工夫は適切に行われているか】

##### <分かりやすい公判の在り方>

- 裁判員裁判は、言葉一つ一つが非常に分かりやすく、何が行われているかが格段に分かりやすくなった。被害者としては、裁判員である一般人に被害者の置かれる実情を知ってもらい、裁判員に理解を示してもらうことで非常に力を得るということもある。(犯罪被害者等)
- 公判廷での活動が分かりやすくなったこと、つまり法廷で何が行われているかについて被害者がより知ることができるようになったことは、裁判員裁判による良い側面である。(犯罪被害者等)
- 裁判員は被害者の気持ちに寄り添おうとしているのを感じるが、法廷が感情に流されてしまうことはないと感じている。裁判員裁判に被害者が参加したり意見陳述したりすることで、裁判に混乱を生じさせる事態にはなっていない。(犯罪被害者等)

- 検察官及び弁護人の主張立証は法律的に素人の裁判員に向けて、とても分かりやすく丁寧に話をしてくれていた。(裁判員経験者等)
- 検察側はスライドを使って説明し、弁護側は目を見ながら、言葉で、手振りを入れながら説明していた。やり方は違っていたが、いずれもゆっくりと、論理的に話をしてくれたので、よく理解できた。(裁判員経験者等)
- 検察官の冒頭陳述・論告は、整理ペーパーもあって分かりやすかった。弁護人も、はっきりと、またゆっくりとした口調で話していたので、分かりやすかったが、口頭のみでの説明だったので、メモをとる必要があった。(裁判員経験者等)
- 検察官の冒頭陳述はパワーポイントを使用するなど分かりやすかった。他方で、弁護人のものは分かりづらかった。ただ、弁護側からすると、検察側の主張を崩すことが多分目的だと思うので、こういった反証を整理して主張することは非常に難しいだろうと感じた。(裁判員経験者等)
- 担当した事件では、証拠調べは分かりやすかったが、証拠として取り調べられていないものもあるかもしれないし、何を見たいなどという点については難しい。(裁判員経験者等)
- 現場の写真や地図を映像で見せてもらい、イメージが付きやすく、文字で見るより映像はいいなと思った。(裁判員経験者等)
- 証拠調べは分かりやすかった。ただ、弁護側の準備に足りないところがあった。弁護人が場所について検察官に反論する際に、地図を用意しておらず、検察官が弁護人に地図を貸すと言っていた。(裁判員経験者等)
- 裁判長が、裁判員が証言等を理解しているかとても気遣ってくれて、一つのセッションが終わるごとに休廷を挟んで確認してくれたり、質問について打ち合わせができたので、大変分かりやすかった。(裁判員経験者等)
- 法医学者による証言は、裁判員裁判では、そのほとんどがプレゼン形式で行われている。プレゼン形式の死因の説明は、裁判員の理解に役立っていると思われる。資料を作成する負担はあるが、よくある死因の説明なら、既にある程度準備ができているということもある。(鑑定人経験者)
- 法廷では、難しい理科系の大学で使うような専門用語が飛び交い、裁判員の中にはほとんど理解していないように見える人がいた。(犯罪被害者等)
- 証拠調べについては、個人的な印象では、非常に証拠が少なかった。評議

を進める上で、手探りの状態で話をする必要があったので、個人的にはもう少し証拠が欲しいと感じた。(裁判員経験者等)

- 携帯電話でのメールのやりとりの状況を明らかにする書証について、全部なのか抜粋なのか明らかでないという問題や、翻訳が直訳にすぎ、雰囲気伝わらないという問題があった。(裁判員経験者等)
- 覚せい剤の営利目的輸入の事案において、覚せい剤が隠匿されていたスーツケースの実物の証拠がなかったが、スーツケースへの隠匿状況等を明らかにするためには実物の証拠があってもよかったのではないか。(裁判員経験者等)
- 複数の証人の尋問を実施する際、ある証人の話を聞いた後に、それ以前に尋問していた証人の話を改めて聞きたいという点が多々あった。何らかの改善策があればよい。(裁判員経験者等)
- 補充尋問の際、裁判員の持った疑問や多くの質問を裁判長が割り振るなどしてくれたため、裁判員の補充尋問は十分にできた。(裁判員経験者等)

#### ＜裁判員裁判における法廷通訳の在り方＞

- 通訳人としては、精神科医等の専門家が証人として出廷する場合、できたら、その専門家の方とも一度打合せをする機会がほしいということが何回かあった。(法廷通訳人)
- 裁判員裁判で通訳人をやってきた中で、すごく改善されてきてよかったなと思う点として、通訳人に事前に証拠などを出してもらえるタイミングが、すごく早くなって、その点はすごく助かっている。  
最近、証人尋問、被告人質問についても、検察官・弁護人双方で、話すスピードに気をつけている方が多く、ゆっくり明確に、主語をはっきりとさせながら話してくれる方が増えてきて、その点ではとてもやりやすさを感じるようになっている。(法廷通訳人)
- 公訴事実には争いのない事件の裁判員裁判で通訳人を務めている場合に、例えば月曜日、火曜日、と開廷し、3日目の午前中に論告・弁論となった場合、間に休廷日が全くないので、論告・弁論を渡されるタイミングが前日だと、なかなか準備するのが難しいということがあった。(法廷通訳人)
- 通訳人が2人体制の場合、時間的に、準備をする余裕はできるが、通訳人同士の横のつながりが余りないので、通訳人同士、横のつながりをもう少し持つことができれば良いと感じた。

別の日に別の通訳人に入ってもらっても、その日に何が起こったのかを教  
えてもらわないと、次に自分が通訳をする際に分からない部分があったりす  
るので、そういった点について連絡を密にする必要があるほか、言葉につい  
ても、被告人が使うこの言葉はこういうふうに訳そうというような取決めを  
する必要があるので、複数の通訳人で臨む場合には、通訳人同士、きちんと  
連絡をさせてもらえたらと思う。(法廷通訳人)

- 率直に言って、通訳人、とりわけ法廷通訳をしている通訳人のレベルは、  
まちまちで、自己流が多く、基本が少し定まっていない方もいる。(法廷通  
訳人)

### <いわゆる刺激証拠の取扱い>

- 裁判員裁判において、刺激証拠を使いにくい状態になっている。写真をイ  
ラストにすると、情報が単純化され、分かりやすくなるという意見もあるが、  
イラストを描いた人の意向がほぼ反映され、情報はかなり少なくなるため、  
別の見方をするのを制限してしまっている。専門家が見れば、出血の程度、  
色の変化で、重症度が分かる。白黒写真で出されると、少し疑いが残ってし  
まう。専門家の人に対しては、真実のもの、リアルなものを見た方が判断の  
役に立つ。(鑑定人経験者)

- 検察官は切り裂かれた娘の制服を裁判の証拠にしようと言っていたが、公判  
前整理手続で裁判官により刺激が強いと却下された。遺体の写真なども含め、  
こちら側の意見をもっと聞いてほしかった。娘の写真を見てもらうことで、  
実際本当に人が亡くなっていることがきちんと伝わると思う。(犯罪被害者  
等)

- 裁判所は、裁判員の負担を考えて必要な証拠を見ていないということでは  
ないと言っているが、実際には、大規模庁では御遺体の写真は証拠採用され  
ない。

むごたらしい遺体であれば、より結果は重大なはずである。この重大な結  
果を端的にあらわすのは写真のほうである。一目瞭然の証拠だと思う。裁判  
官であればイラストだけ見れば分かるとしても、素人はイラストでは想像す  
らつかないのです。真実の発見をないがしろにしない範囲内で裁判員の負担  
を考えるべきではないか。ところが、今の裁判は、裁判員の負担が最初に来  
ていて、真実の発見は二の次になっている。

裁判員選任手続の際に遺体の写真を見る可能性があることを告知した上で  
選任をしたり、遺体の写真を見せるときも縮小した白黒写真を見せた後にカ  
ラー写真を見せるなどの工夫もできるのに、公判前整理手続の段階で一律に  
証拠採用しない。(犯罪被害者等)

- 悲惨な状態を見て量刑を重くしてほしいと言っているわけではなく、実際にどういふことが行われたのかという実態に触れて判断をしてもらわないと、被害者として、どんな結果であれ受け止める前提を欠いてしまう。  
刺激証拠の問題は、国民の司法に対する信頼を阻害しかねない問題である。争いがない事案であっても、発見時の遺体の写真や凶器の性状等は、事案の実態を把握するために必要性が高い証拠だと思う。これらをイラスト化したり言語化したりして、裁判官や裁判員から遠ざけることは、適正な事実認定や量刑判断につながるのか疑問である。(犯罪被害者等)
- 被害者の生前写真について、例えば心情に関する意見陳述のときに添付するとか、被害者の被害感情の証人尋問の時に示すことが、現状なかなかやらない方向になってきているという感覚があり、その運用について、疑念が出る場合がないではない。(犯罪被害者等)
- 血の付いた服の実物を証拠として見た際には、ちょっと衝撃を受けた。もっとも、証拠を見る前に、そのような証拠が出る旨を伝えてもらったため、心構えはできた。(裁判員経験者等)
- 証拠に写る血を白黒にしたなどの報道を見聞きしたことがあるが、そうすると本当のものが本当でなくなってしまうような気がする。見せる必要があるものは、裁判員も本当のものを見る義務があると思う。裁判員の方も、そういうものだというのがしっかりと分かっていることができれば、客観的に見る視点を持って臨むというのが、心理的負担や悩みというものの軽減になるのではないか。(裁判員経験者等)



#### 4 評議・評決の在り方

- 評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか
- 有罪を言い渡す場合、特に、死刑を言い渡す場合には、評決要件を加重すべきではないか

##### 【評議の充実のための運用上の工夫は適切に行われているか】

- 裁判官がうまく言いたいことを聞き出してくれて、疑問があれば素直に聞ける雰囲気を作ってくれたので、評議ではお互いに十分話し合えたと感じている。また、裁判官による、法律概念や量刑の考え方の説明も丁寧にしてもらったので、十分に理解できた。(裁判員経験者等)
- 裁判長から指名されたり、順番だったりいろいろだが、評議には十分参加できた。周りの意見を聞きながら考えることもできたので、問題はなかったと思う。(裁判員経験者等)
- 個人的には評議には十分参加できた。全体的に発言が少ない方はどうしても出てくるが、裁判官がうまく話を振って、皆が概ね同じような発言量になるようになっていた。裁判官は、裁判員に法的な知識がないところを、普通だったらという感覚を尊重してくれつつも、法に照らして考えると一応このようになるという細やかな説明もしてくれた。(裁判員経験者等)
- 法的概念や量刑の考え方について、裁判官に最初にしっかりと定義づけをしてもらったので、十分に理解することができた。(裁判員経験者等)
- 裁判員には職業裁判官が陥りやすい欠点を市民の目で正しく判断して一般市民の健全な良識を反映させてほしいと訴えたが、裁判後の記者会見で、自分の思っていた認識との差を埋めるのが大変だったと裁判員が言っていたので、結局は市民感覚は反映されないのだと思った。裁判員は素人だからプロである裁判官がリードすることは仕方がないが、それでは今までの裁判と何ら変わらない。裁判官がリードし過ぎるような形ではなく、一般人が直情的に感じたものを反映させるための裁判員裁判という制度だと思う。(犯罪被害者等)
- 裁判官が裁判員の自由な判断を封じるような方法で判例を示しているのであれば、そのような方法はやめてほしい。裁判員の判断の重みがとても軽い。結局は裁判官の判断で決まる仕組みを目の当たりにした。(犯罪被害者等)
- 有罪か無罪かは決めることができても、量刑の年数は素人である裁判員には出てこないなので、量刑データベースに頼らざるを得ない。ただ、量刑デー

データベースを見て量刑評議を行うのは、結局前例主義ではないか。(裁判員経験者等)

- 量刑データベースについて、研究者等に公開するなどして、もっといい設計があるのではないかとかを検証する場が必要ではないか。(裁判員経験者等)

## 5 上訴審の在り方

- 裁判員裁判の判決（特に、死刑判決）については、上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか
- 上訴審も裁判員裁判にすべきではないか

**【裁判員裁判の判決（特に、死刑判決）については、上訴審でなるべく覆せないようにすべきではないか】**

- 第一審の裁判員が苦勞して死刑判決を下したのに、上訴審の裁判官が書類だけ見て、裁判員の判断を覆すのであれば、一体何のための裁判員裁判なのか、非常に疑問が残る。（犯罪被害者等）

**【上訴審も裁判員裁判にすべきではないか】**

- 裁判員裁判の控訴審にも市民が関わることを検討し始めても良い時期なのではないか。（裁判員経験者等）

## 6 犯罪被害者等に対する保護・配慮の在り方

- 公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか
- 裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか

### 【公判前整理手続において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか】

- 公判前整理手続に被害者本人又は参加弁護士を、傍聴でもいいので参加させてほしい。公判前整理手続で証拠の提出の有無が決まって、大體裁判の流れが決まってしまうため、被害者に疎外感を感じさせて、司法に対する不信感につながっていくおそれがある。(犯罪被害者等)
- 公判前整理手続が長い。被害者はその間、待つしかない。被害者参加弁護士が検察官から情報収集して被害者にフィードバックするのが筋だとは思いますが、手続の雰囲気は分からないし、個々の検察官の対応によって情報量が左右されてしまう。(犯罪被害者等)
- 裁判まで非常に時間がかかる。公判前整理手続には、被害者が基本的に関われないこともあって、どうなっているのだろうという非常に不安な状態で過ごしていることがある。(犯罪被害者等)
- 被害者にとって必要以上に争点が絞られてしまっていて、被害者が知りたいという希望に反してしまう。争点が絞られる前に具体的な経緯を把握するため、何とか公判前整理手続に関与したい。未確定な議論が被害者に伝わるというリスクは理解できるが、未確定であることを明示することや被害者参加弁護人が慎重に扱うことで解決することもできるのではないか。(犯罪被害者等)

### 【裁判員裁判の公判において、犯罪被害者等に対する保護・配慮は十分に図られているか】

- ビデオリンクを用いた証人尋問を行った後、終わった途端に泣き崩れる被害者もいるという実態が裁判員に伝わらず、被害者が意外と平気に話すと思われてしまうことに違和感がある。(犯罪被害者等)
- 弁護人や裁判員の質問で、立証趣旨から外れたり、明らかに被害者を侮辱するような質問がなされた場合は、裁判官が意識して制限してほしい。(犯罪被害者等)

- 裁判員裁判が連日長時間にわたって行われることは、被害者参加をしたい被害者にとっては精神的・肉体的負担が非常に負担が大きい。場合によっては、学校や職場の関係で、被害者が連日参加することが難しい場合もあると聞いている。また、被告人質問を聞いてから、その内容をもとに意見陳述の内容を付け加えたいと思っても、タイトにスケジュールされている裁判員裁判の中では、日程的に厳しかったり、意見陳述の時間自体が制限されたりする。(犯罪被害者等)
- 被告人が起訴事実を認めている事件で、証人としての出廷が必ずしも必要がないという場合であっても、裁判員に対する分かりやすさやアピールのために証人出廷を求められるということもある。(犯罪被害者等)
- 自分が経験した裁判では、法廷に立つ日は、裁判員は男性はジャケットを着て、女性も少し地味目の服装だった。何でも良いと言われても、気にはしているのかなと思った。(裁判員経験者等)
- 服装について、同じ裁判員の中に、何を着ていいか分からないと言っている人がいた。分かりやすく、何か冊子に書いてあればいいのかなと思った。(裁判員経験者等)
- 服装については、被害者の方の思いを考えると、何らかの形で統一感を持たせる方がよいかもかもしれない。(裁判員経験者等)

#### 【その他】

- 裁判所としても、裁判員に配慮が必要なのだろうということは分かっているが、被害者側になされている配慮を裁判員に対してなされている配慮と比較してしまうと、やはり足りないところがあると感じる。(犯罪被害者等)

## 7 裁判員の守秘義務の在り方

- 守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか
- 守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか

### 【守秘義務の範囲について、裁判員等に十分な説明がなされているか】

- 守秘義務の範囲や内容について、裁判官から丁寧にわかりやすく説明してもらい、十分に理解できた。(裁判員経験者等)
- 評議の秘密に関して、話してよい内容と話していけない内容の区別がわからなかった。具体的にガイドラインのようなものがあればと思う。(裁判員経験者等)
- 守秘義務の説明を受ける際、守秘義務違反の罰則の法定刑が書いてあったことが心理的に負担となった。(裁判員経験者等)
- 裁判員候補者であることの公表禁止規定と守秘義務が世の中では混同されており、裁判員のことは話してはいけないと思われているのではないかと。(裁判員経験者等)

### 【守秘義務の範囲を変更する必要があるのではないか】

- 裁判員の経験を共有するため、守秘義務を緩和するべきである。具体的には、裁判員の自由な討論を損なうことがないように、発言者が特定される事項や事件関係者のプライバシーについては守秘義務の対象とし、他方で、評議の経過や多数決の数、発言者を推知させない意見については、守秘義務の範囲から外すべきである。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判が終わってから、評議室でどんな話をしたのかという質問自体は全くされることがないので、守秘義務を負っていることについて、裁判終了後の日常生活において、不都合を感じることはない。(裁判員経験者等)
- 守秘義務があることについて不都合だとは思っていない。裁判員の安全を守るためにも当然必要なことだと思うし、日常生活の中で負担とも思っていない。(裁判員経験者等)
- 裁判員候補者の名簿に載ったときぐらいは、そのことを言っても良いのではないかと思う。どの裁判を担当するかも分からないので、そこで何か起こることもないと思う。逆に、若い人がSNSで発信することで、裁判員制度に世間の注目が集まり、自分もやってみたいなということにつながるのでは

ないか。(裁判員経験者等)

- 裁判員候補者であることの公表禁止規定は、萎縮効果があったり、候補者を制度から遠ざけるといった弊害を生じさせたりしているのではないか。(裁判員経験者等)

**【その他】**

- 裁判員は、被害者の名前などの秘密は絶対厳守であり、漏れる心配はないと思っていたが、一般の方なのでポロッとしゃべってしまわないかと今は心配している。(犯罪被害者等)

## 8 裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置

- 裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか
- 裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）

### 【裁判員等の辞退率の上昇及び出席率の低下の原因をどのように考え、どのような対策をとるべきか】

- 会社の規定により、上司は部下が裁判員として裁判に参加することを妨げてはいけないと定められており、参加しやすかった。（裁判員経験者等）
- 会社によっては、裁判員の日当を受領すると給与からその分差し引かれるなどの措置が取られているようであり、参加する意欲をそいでいるのではないか。（裁判員経験者等）
- 裁判員候補者となった際、1年間のうち、特定の時期だけ参加はできないが、その他の時期は参加したい、という要望が受け入れられるシステムがあると参加しやすいのではないか。（裁判員経験者等）
- 選任手続期日と第一回公判までの期間を長くとってもらえると、仕事の引き継ぎなどができて良いと思う。（裁判員経験者等）

### 【裁判員等の負担を軽減するための方策としてはどのようなものがあるか（心理的負担への対応を含む）】

- 公判中や評議中に、裁判長が適宜休憩を取ったり、気を遣ってくれたため、メンタルヘルスのケアを十分にしてもらったと思う。（裁判員経験者等）
- 裁判所にカウンセリング室を設け、いつでも相談に行ける態勢を整える必要があるのではないか。（裁判員経験者等）
- 守秘義務でも縛られて話せない。体の症状やいろいろな精神症状が出てきても、電話をするとしても、相談窓口にはどんな人がいるかも分からず、どんなことを話せばいいのかも分からない。そのようなシステムは、心のケアとしては不十分だと思う。（裁判員経験者等）
- 裁判員裁判を実施している裁判所に、臨床心理士を配置するべきである。（裁判員経験者等）



- ストレスを感じた際に生じる身体の症状について、予備知識を裁判員に与えてあげると、裁判員として参加する者も楽になるのではないか。(裁判員経験者等)
- 心理的負担に対する取組はしっかりと進めていかなければならないが、それらの取組の土台として、裁判員経験者の思いや具体的な体験が共有されることが重要である。(裁判員経験者等)

#### 【その他（広報・法教育等）】

- 裁判員を務めることには、社会に貢献できるなどよい点があるということが、広く認知されるようになれば、辞退する人が減るのではないか。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判についての分かりやすいドラマなどをテレビで放映すれば、予習した上で裁判に参加することができるのではないか。(裁判員経験者等)
- 候補者通知に同封されたDVDは分かりにくかった。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判のことを知って裁判に臨むことができるようにするために、裁判員候補者になった際、人に話を聞いたり、オリエンテーションや模擬評議を経験するといった機会があればよいのではないか。(裁判員経験者等)
- 裁判員事前ガイダンスといったものを行うことも検討するべきではないか。(裁判員経験者等)
- 評議において、被告人が判決を受けた後に生活する場所である刑務所のこと何も知らずに判断をしたことを後悔する期間が長期間あった。裁判員裁判や裁判がどういうものなのか理解しないで参加したことを非常に後悔している。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判終了後、刑務所出所後の元受刑者の生活をフォローする仕組みなどについて、勉強する場があれば、参加したいという人は結構いるのではないか。(裁判員経験者等)
- 裁判員裁判の評議で行うような話合いの経験を余りしていないと、話し合ってくださいと言われても、その力がないと感じた。今の子供たちにも、その点の教育を充実させていくべきではないか。(裁判員経験者等)